

# 高齢者インフルエンザ予防接種についての説明書

ワクチン接種を受ける前に、この説明書をよく読んで十分に理解し、同意の上で接種を受けてください（裏面もご覧ください）。

## 【接種を受ける前に】

予防接種法に基づく高齢者を対象としたインフルエンザ予防接種は、法律上の義務は無く、接種を受ける本人の自らの意思と責任で接種を希望する場合にのみ行います。接種を受ける本人の正確な意思確認が困難な場合には、家族等により本人の接種意思の有無を慎重に確認し、予防接種の実施について決定する必要があります。

最終的に接種を受ける本人の意思確認ができない場合（ご家族の希望のみの場合等）は、予防接種法に基づく接種とならないため、助成の対象にはなりません。

## 【インフルエンザとは】

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こる病気です。38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、全身倦怠感等の症状が比較的急速に表れるのが特徴です。併せて普通の風邪と同じように、のどの痛み、鼻汁、咳等の症状も見られます。ご高齢の方や免疫力の低下している方では、二次性の肺炎を伴う等、重症になることがあります。

## 【接種対象者】

次の（１）または（２）に該当する方

- （１）65歳以上の方
- （２）60～64歳の方で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の周りの日常生活が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方で身体障害者手帳1級相当の方

## 【接種時期及び回数】

毎年秋冬シーズンに1回0.5m lを皮下に注射します。

## 【ワクチンの有効性】

インフルエンザワクチンは、感染を完全に阻止する効果はありませんが、インフルエンザの発病を予防することや、発病後の重症化や死亡を防ぐ一定の効果があるとされています。

予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに、2週間程度かかり、その効果が十分に持続する期間は約5か月とされています。

## 【ワクチンの副反応】

主な副反応は局所の発赤、腫脹、疼痛等です。全身反応として、発熱、悪寒、頭痛、倦怠感、嘔吐・吐き気、下痢、食欲減退、関節痛、筋肉痛等がありますが、通常2～3日中に消失します。

## 【予防接種を受けることができない方】

- （１）明らかな発熱（通常37.5℃以上）のある方

裏面もご覧ください

- (2) 重篤な急性疾患にかかっている方
- (3) 過去にこのワクチンに含まれる成分でアナフィラキシーを起こしたことがある方
- (4) インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状がみられた方
- (5) その他、医師が不適当な状態（予防接種を受けない方が良い）と判断した方

#### 【予防接種を受ける際に注意が必要な方】

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方
- (2) 過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある方
- (3) 過去に免疫不全の診断がされている方及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる方
- (4) 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器疾患を有する方
- (5) このワクチンの成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方

#### 【接種を受けた後の一般的な注意事項】

- (1) ワクチン接種後24時間は有害事象（健康状態の変化）の出現に注意しましょう。特に接種直後の30分間は、急な副反応が起こることがありますので、医師（医療機関）とすぐに連絡が取れるようにしておきましょう。
- (2) 接種後、接種局所の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- (3) 接種当日は、激しい運動は控えてください。
- (4) 接種後は、接種部位を清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位はこすらないでください。

#### 【予防接種健康被害救済制度】

- ・ 予防接種では、極めてまれではあるものの、健康被害（病気になったり、障害が残ったりすること）が起こることがあります。
- ・ 定期の予防接種によって、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済制度が設けられています。

※申請についての手続きについては、接種日時点で住民票がある市町村（いわき市の方は、いわき市保健所感染症対策課（0246—27—8595））にご相談ください。

いわき市保健所感染症対策課予防接種係（電話 0246—27—8595）